

# 2021 年度事業報告書

2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日

## 1. 事業の成果

2021 年度は、引き続き新型コロナウイルスの影響が大きい中、難民およびスタッフ・関係者への感染防止に配慮しながら、対応を継続した。来訪人数に制限をかけている中で、事務所に加えてオンラインでの対応も引き続き実施した。感染が広がる中で、生活の困難さや医療をはじめとする個々の支援ニーズも大きく、また地域での課題、就労現場での難民と企業双方の課題などにそれぞれ向き合い、各事業を行い、難民自身と難民を取り巻く状況の改善に寄与した。

また、日本国内で難民への関心が高まるさまざまな事案があり、一方で政策上の課題は続いていることから、外部メディアや当会のメディアでの発信を行って広く一般の方々の理解促進につなげ、また政策関係者へのアプローチを継続して実施した。

## 2. 事業の実施に関する事項

(当会の事業は、特定非営利活動に係る事業のみである。)

### 【支援事業】

#### (1) 難民、難民申請者への適切な情報提供・助言や困窮状況に対する緊急支援

当年度は、新型コロナの感染拡大による影響が長引き、新規に来日した難民からの相談は少ない状態が続いた。JAR 事務所での相談時間は引き続き短縮し(2022 年 7 月より相談時間拡大)、来訪人数にも制限をかけている一方で、前年度に続き、オンラインを活用した面談を実施している。この結果、九州など東京から離れた地域に住む難民からの相談にも応じやすくなったという効果も出ている。これら、事務所やオンライン等での面談を通じて、帰国できない理由などを聞き取り、難民申請手続きに関する法的助言を行った。

また、難民認定のためには弁護士の協力も欠かせないことから、プロボノ(無償)で支援くださる法律事務所との協働を、新たに複数の事務所と開始した。難民申請の初期段階で受任いただき、手続きに寄り添った専門的かつ的確な法律支援を提供いただくことで、できるだけ早く難民認定されることを目指している。弁護士向けの研修会のオンラインでの開催もおこない、その後新規にプロボノの提供も実現した。

生活支援としては、医療面での支援も行っているが、感染が大きく広がった夏ごろコロナ陽性となった難民からの相談が増え、救急で入院した方も複数いた。陽性と判明する前の医療費は自己負担(陽性判明後は公費負担)であり、受診をためらい悪化させてしまうことがあるため、医療費を支援するなど、健康保険に加入できない仮放免などの方でも医療機関にかかれるよう努めた。また、自宅療養の方には栄養補助食品を含む食料を配送したり、保健所と連絡するなど行った。長引くコロナ禍は、特に収入の手立てがない難民の生活に大きく影響しており、持病があるが通院できない、今日泊まる場所がないなど、いわゆる最低限の生活も営めない状況があるため、一人ひとりのニーズに応じ少しでも生活を改善することを目指し支援を行った。

また、それまで周囲の支援でなんとか生活していた人が、「知人も失職し助けを求められなくなってしまった」などより困難な生活を強いられている状況もある。生活上の多面的な問題は、JAR だけで解決することは難しく、他団体との協働が不可欠であることから、さまざまな制度の活用や団体との協働をおこなっている。健康保険に加入できず医療費を支払う手立てがない方には、国の無料低額診療事業を利用し受診につなげ、同事業を行う医療

機関への付き添いや、難民への理解を深めていただけるよう説明するなど実施。食料支援では、企業やフードバンクとの新たな連携が広がったことで、新鮮な青果やハラルフードなどニーズに応じた食料提供が可能になった。

実施日時:期間中の平日を中心に継続的に事業を実施

実施場所:事務所、弁護士事務所、支援対象者宅、収容所、官公庁、医療機関、シェルター等

従事者の人数:スタッフ 10 名(兼務を含む。期間中の最大値。以下同様)

受益対象者の範囲:主に難民申請者、約 600 名、のべ 4,300 件の支援を提供(事務所および電話・メールでの実施数)

事業費の金額:57,373,385 円

## (2) 難民、難民申請者、そのコミュニティ及び地域住民が社会統合を実現するための活動

コミュニティ支援では、外国人が集住する自治体の職員や外国人支援団体のスタッフが直面する多岐に渡る課題対応力向上を進めている。

新型コロナ感染防止用品の購入が難しい難民の感染防止を目的に、難民が多く暮らす地域の支援関係者と協働し、マスク 1 万枚以上のほか、手指消毒液、石鹸などの配布を昨年度に引き続き行った。また、新型コロナの感染により療養中の方や、コロナ禍でさらに経済困窮にあえぐ難民の方への支援のため、地域のフードパントリー※や子ども食堂、飲食料品を扱う企業の協力を得ながら、食料品の郵送や地域での食料配給を実施した。物資の郵送においても、難民コミュニティ内のまとめ役の方などに届け、そこから周辺の難民世帯に広がるようにするなど、コミュニティ内の共助を引き出せるように工夫をしている。

※何らかの理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に食品を無料で提供する場所

コロナ禍で見えた支援ニーズは多方面に及び、特に難民が暮らす地域では、医療、住居の確保、就職、子ども支援など複数の課題の重なりが顕著で、自治体職員や医療関係者、社会福祉協議会、各難民支援団体などと同時に連携をしていくことが必要となっている。そのため、それぞれの分野で難民に関わる人・団体に対して、個別相談や勉強会を通じ、難民に関する現状などを共有した。例えば、今後福祉分野のキャリアに進む学生に、JAR での事例も用いながら支援に関して配慮すべき点など詳細な経験を伝え流などしている。勉強会などの開催はコロナ禍以降大きく制限されていたが、本年度はオンラインや電話相談などを活用することで、のべ 710 人以上の方に参加いただいた。

実施日時:週末を含め、地域アクターや難民の事情に合わせ、活動を実施

実施場所:難民の集住地域など

従事者の人数:スタッフ 2 名

受益対象者の範囲及び人数:難民、難民集住地域にかかわる人 約 1,200 名以上

事業費の金額:5,791,722 円

### (3) 難民、難民申請者への職業紹介及び就労を容易にするための活動

長引くコロナ禍や緊急事態宣言の発出などは、いかに負担なく採用・雇用活動を行うかという企業の姿勢を一層強めた。新規求職、就業中の難民にとって日本語力の向上がさらに大きな課題となり、「就労前日本語プログラム（1日3時間×60日）」を継続、年度後半からは個別指導を新たに導入した。語学学習だけでなく就労前に必要な内容、例えばコミュニケーションの違いなどについて難民と企業が一緒に学ぶ形をとっている。また、就業中の難民と上司を演者に、職場の許可を得て場面別に撮影し、教材を作成した。これらのプログラムを履修した企業、難民の方からは、実際によく起こっていた問題解決に直結し負担が減ったと声が上がっている。本年度は、個別指導を含め48人にプログラムを提供した。

就職のマッチングも実施、本年度は27人、9業種30社を超える企業での新規の就職が決まった（兼業を含む）。また、コロナ禍で雑談や昼食の機会が制限され、社員同士の顔が見える関係づくりが難しい状況が続いており、さまざまなすれ違いが生まれている。このような状況に対し、どうしたらいいかと相談の声が多業種から寄せられており、フォローアップもおこなっている。例えば、ある介護事業所では、社員全体が集まる場をオンラインやオフラインで作成、「利用者にどう貢献したいか」「なぜこの業界で働いているのか」などそれぞれの仕事への思いや展望を発表する機会を作り、対応した。入社時に自己紹介する機会を作ったことでお互いに信頼感と安心感をもって仕事ができるようになったなど、その他の企業でも定着のための取り組みを展開した。

実施日時: 期間中の平日を中心に継続的に事業を実施

実施場所: 事務所、企業オフィス・現場、日本語学校等

従事者の人数: スタッフ3名

受益対象者の範囲: 主に難民申請者、のべ約300件の支援を提供

事業費の金額: 4,967,654円

### (4) 国外にいる難民の受け入れを実現するための活動

政府(独立行政法人国際協力機構=JICA)による大学院への留学生としての受け入れ事業の受託(合弁)を通して、シリア難民受け入れに取り組んだ。

政府による留学生受け入れの受託では、引き続き留学生の就労支援として企業交流会を実施。留学生の企業とのマッチングを目指し、必要に応じて個別にきめ細かい相談支援を行い、関係者と協働して今後日本で自立していくために必要な支援を継続して行った。

実施日時: 期間中に、継続的に事業を実施

実施場所: 日本国内での居住地周辺

従事者の人数: スタッフ2名

受益対象者の範囲: シリア難民、及び日本社会

事業費の金額: 7,482,908円

## 【広報事業】

### (5) 難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための広報活動

東京オリンピックでの選手の帰国拒否、アフガニスタンでのタリバンによる政権掌握、ウクライナ難民の日本での受け入れなど、難民への関心が広く集まる出来事が国内外で連続した当年度、メディアからの取材や問い合わせが著しく増え、その多くに対応した。テレビの報道番組や新聞のオピニオン面、海外メディアなど、これまでにない多様な媒体で計 83 件の掲載となり、日本で難民支援を行ってきた団体として、難民認定の課題や長期的視点での支援の必要性、出身国による処遇の違いなど、現状の問題点を時宜に応じて伝えた。また、難民に関する報道が増えたことを受けて、当事者が報道されることのリスクを防ぐため『難民の報道に関するガイドブック』をメディア関係者と共に作成し、6 月に公開した。

当会からの直接の発信としては、SNS による情報発信に引き続き力を入れ、その時々に応じた難民に関する分かりやすい発信を続けた。難民について差別や偏見によらず考えてもらうためのきっかけとして、基礎的な質問をまとめ SNS で連続投稿した「難民にまつわる12のよくある質問」には、計 3,000 以上のリツイート・いいねが集まった。またオンライン・オフラインで、幅広い人々が関われる取り組みも実施した。5 月にはボランティアの方々の運営でチャリティラン&ウォーク「DAN DAN RUN 2022」を、オフラインの会場では 3 年ぶりに開催、オンライン参加と合わせて 312 人の参加となった。6 月の「世界難民の日」に向けたキャンペーンでは、想いや意見を投稿を呼びかけ、集まった声を YouTube のライブ配信で紹介し、難民の方のインタビューやスタッフのトークと共に届けるなどをおこなった。そのほか、より関心を強く持ち、難民支援に関わりたいという考えを持つ方々のための難民アシスタント養成講座をオンラインで 10 月から 11 月にかけて実施した。

また、難民支援への一般の方々の参加の一つの形態である「難民スペシャルサポーター」(継続寄付)の拡大に引き続き取り組んでいる。当会ウェブサイト等と外部の媒体での広告等を活用した露出を組み合わせる案内し、年度末には約 2,800 名となった。加えて単発での寄付についても多くいただいております、これら資金を各事業において活用した。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:事務所及び事務所外の取材先、イベント会場など

従事者の人数:スタッフ 8 名

受益対象者の範囲:主に日本社会

事業費の金額:48,463,330 円

## 【渉外事業】

### (6) 難民に関係する調査、研究及び政策提言

2021 年に政府が国会に提出した「入管法改正案」は、難民申請者の送還を可能にするなど、保護の悪化につながる内容であり、市民社会の働きかけもあり成立は見送られたものの、政府は法案再提出の姿勢を崩していない。再提出に向け、政府が昨年末に発表した資料は、難民申請者への偏見を助長しうる内容であったため、当会から抗議の意見を表明した。加えて、法案に関する政策関係者への働きかけを継続した。また支援現場の声をふまえた政策の実現に向け、パブリックコメント、選挙公約への要望書など年間 10 本以上の意見を公表した。

また難民研究フォーラムの事務局として、難民研究ジャーナル 11 号の出版、研究会の開催、若手難民研究者奨励賞の実施、日本における難民保護を進めるための必要な論文紹介や情報提供、また難民申請者の送還事例集をまとめて難民研究フォーラムのウェブサイトが発信する等を実施した。「出身国情報とクエリーサービス」を継続して提供している。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:事務所、難民を取り巻く関係者との協議場所、及び事務所外の研究会会場など

従事者の人数:スタッフ 5 名

受益対象者の範囲:主に日本社会

事業費の金額:16,865,518 円

(7) 国際機関、NGO 等関連機関との難民保護、プロテクション及び社会統合に関する経験交流と事業実施における協力

難民支援団体のネットワーク組織であり、当会も加盟しているなんみんフォーラム※とも協力しながら、関係団体との間で実務上の連携を実施した。

※国内で難民支援を行う団体／NGO によるネットワーク組織。当会を含む 24 団体が加盟(2022 年 6 月現在)。

実施日時:期間中に、継続的に事業を実施

実施場所:事務所及び関連機関との会議会場など

従事者の人数:スタッフ 2 名

受益対象者の範囲及び人数:主に難民申請者、日本社会、アジア太平洋地域の市民社会

事業費の金額:4,388,224 円

以上

特定非営利活動法人 龍泉支援協会  
**2021年度活動計算書**  
 2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位:円)

一般正味財産増減の部		
Ⅰ 経常収益		
1 会費収入		528,000
2 寄附金収入		196,406,522
一般寄附金収入	164,810,583	
特定目的寄附金収入	30,182,965	
現物寄附収入	1,414,974	
3 事業収入		10,248,140
活動収入	4,100,588	
活動委託金収入	6,147,552	
4 助成金等		23,642,596
補助金収入	7,980,696	
助成金収入	15,662,000	
5 受取利息等		1,905
経常収益合計		230,629,162
Ⅱ 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費	76,978,787	
(2)その他経費		
ファンド	13,638,731	
賃借料	13,613,097	
旅費交通費	1,773,070	
支払報酬	18,890,174	
通信費	1,991,483	
修繕費	7,810	
消耗品費	392,736	
印刷費	1,360,899	
物販売上原価	79,010	
郵送費	3,482,034	
水道光熱費	304,552	
会場費	661,319	
会議費	11,810	
支払手数料	4,304,135	
雑会費	121,000	
業務委託費	7,446,500	
減価償却費	1,331,985	
広告宣伝費	697,106	
寄付金	55,000	
租税公課	22,840	
福利厚生費	85,361	
雑費	213,312	
その他経費計	88,353,954	
事業費計		145,332,741
2 管理費		
(1)人件費	20,110,581	
(2)その他経費		
賃借料	1,643,363	
旅費交通費	202,197	
支払報酬	1,401,000	
通信費	1,301,620	
修繕費	65,110	
消耗品費	1,211,289	
印刷費	101,696	
郵送費	207,140	
水道光熱費	1,173,122	
会議費	25,093	
支払手数料	148,310	
雑会費	289,696	
保険料	26,553	
業務委託費	2,863,624	
減価償却費	969,384	
租税公課	77,518	
福利厚生費	203,672	
雑費	254,896	
その他経費計	12,175,261	
管理費計		32,285,842
経常費用合計		177,618,583
当期経常増減額		53,210,579
税引前当期一般正味財産増減額		53,210,579
法人税		70,000
当期一般正味財産増減額		53,140,579
前期繰越一般正味財産額		200,849,579
次期繰越一般正味財産額		253,990,158
指定正味財産増減の部		
1 受取寄付金		0
2 一般正味財産への振替額		0
当期指定正味財産増減額		0
前期繰越指定正味財産額		60,151,406
次期繰越指定正味財産額		60,151,406

特定非営利活動法人難民支援協会  
**2021年度貸借対照表**  
 2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位:円)

I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	27,168	
普通預金	204,902,254	
当座預金	29,177,949	
定期預金	2,020,497	
Paypal預金	666,879	
犬養道子基金特定資産	60,151,405	
棚卸資産	2,898,976	
未収金	11,133,914	
その他流動資産	963,467	
流動資産合計		311,942,509
2. 固定資産		
有形固定資産		
附属設備	4,365,911	
機器備品	2,223,701	
有形固定資産計	6,589,612	
無形固定資産		
電話加入権	84,424	
ソフトウェア	1,587,559	
無形固定資産計	1,671,983	
投資その他		
敷金	5,251,500	
基金拠出金	3,000,000	
投資その他の資産計	8,251,500	
固定資産合計		16,513,095
資産合計		328,455,604
II 負債の部		
流動負債		
未払金	9,579,394	
その他流動負債	4,734,647	
流動負債合計		14,314,041
負債合計		14,314,041
III 正味財産の部		
当期末一般正味財産額	253,990,158	
当期末指定正味財産額	60,151,405	314,141,563
正味財産合計		314,141,563
負債および正味財産合計		328,455,604

# 財務諸表の注記

## 1. 重要な会計方針

財務諸表は、NPO 法人会計基準協議会が策定した NPO 法人会計基準(2011 年 11 月 20 日改正)に拠って作成しております。

### 1) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用しております。

### 2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の附属設備は定額法、機器備品は定率法で償却しております。無形固定資産は定額法を採用しております。

### 3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。

### 4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受けた場合は、活動計算書にて現物寄附収入に計上しております。計上額の算定方法は定価等公正な評価額によっております。

## 2. 事業別損益の状況

別紙参照。

## 3. 特定資産の増減額その残高および財源等

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	財源等
犬養道子基金特定資産(注1)	60,151,405	0	0	60,151,405	指定正味財産
合計	60,151,405	0	0	60,151,405	

(注1):特定資産は故 犬養道子様から遺贈寄付として頂きました。難民の生活支援、法的支援の拡充に活用します。

## 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
附属設備	7,324,207	2,958,296	4,365,911
機器備品	6,545,514	4,321,813	2,223,701
電話加入権	84,424	0	84,424
ソフトウェア	3,077,699	1,490,140	1,587,559
敷金	5,251,500	0	5,251,500
基金拠出金	3,000,000	0	3,000,000



5. 役員及びその近親者等との取引の内容

役員が代表を務める公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は次の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に 計上された金額	左の内役員及び 近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

6. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

活動計算書の事業費に計上した「ファンド」とは、支援対象者に直接提供する生活費や医療費等の現金の他、食料品やシェルター等、同じく直接提供する為に購入した物品・サービスの経費を意味します。



特定非営利活動法人難民支援協会  
**2021年度財産目録**  
 2021年7月1日から2022年6月30日まで

(単位:円)

I 資産の部

1. 流動資産

現金	27,168
普通預金	
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	42,548
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	47,970,863
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	97,318,821
三菱UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	17,722,717
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	395,964
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	11,919,113
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	509,717
PayPay銀行すずめ支店普通預金	29,022,511
当座預金	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	2,089,739
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	27,088,210
定期預金	
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	2,020,497
Paypal預金	666,879
特定資産	
犬養道子基金生活支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	44,272,695
犬養道子基金法的支援 特定資産 三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	15,878,710
商品(書籍等)	2,389,775
貯藏品(切手・商品券等)	509,201
未収金(活動委託金等)	11,133,914
その他流動資産	
立替金(職員雇用保険料等)	304,745
前払費用(労働保険料等)	658,722

流動資産合計

311,942,509

2. 固定資産

有形固定資産	
サーバー	2
PR用映像	1
プロモーション動画	146,513
就労用日本語動画教材	1,240,361
事業用PC	2
物質用冷蔵庫	93,673
事務所什器類	743,149
事務所内装・設備	4,365,911
有形固定資産計	6,589,612
無形固定資産	
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500
ソフトウェア(クライアントデータベース)	706,000
ソフトウェア(クライアントデータベース・追加機能)	293,334
ソフトウェア(難民支援協会ウェブサイト)	588,225
無形固定資産計	1,671,983
投資その他	
敷金	5,251,500
基金拠出金(公益社団法人難民起業サポートファンド)	3,000,000
投資その他の資産計	8,251,500

固定資産合計

16,513,095

資産合計

328,455,604

II 負債の部

1. 流動負債

未払金	9,579,394
その他流動負債	
未払法人税等	70,000
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	1,020,827
前受金(助成金等)	3,643,820

流動負債合計

14,314,041

負債合計

14,314,041

正味財産合計

314,141,563

## 2021年度年間役員名簿

(前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

## 特定非営利活動法人難民支援協会

## 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

## 2 役員一覧

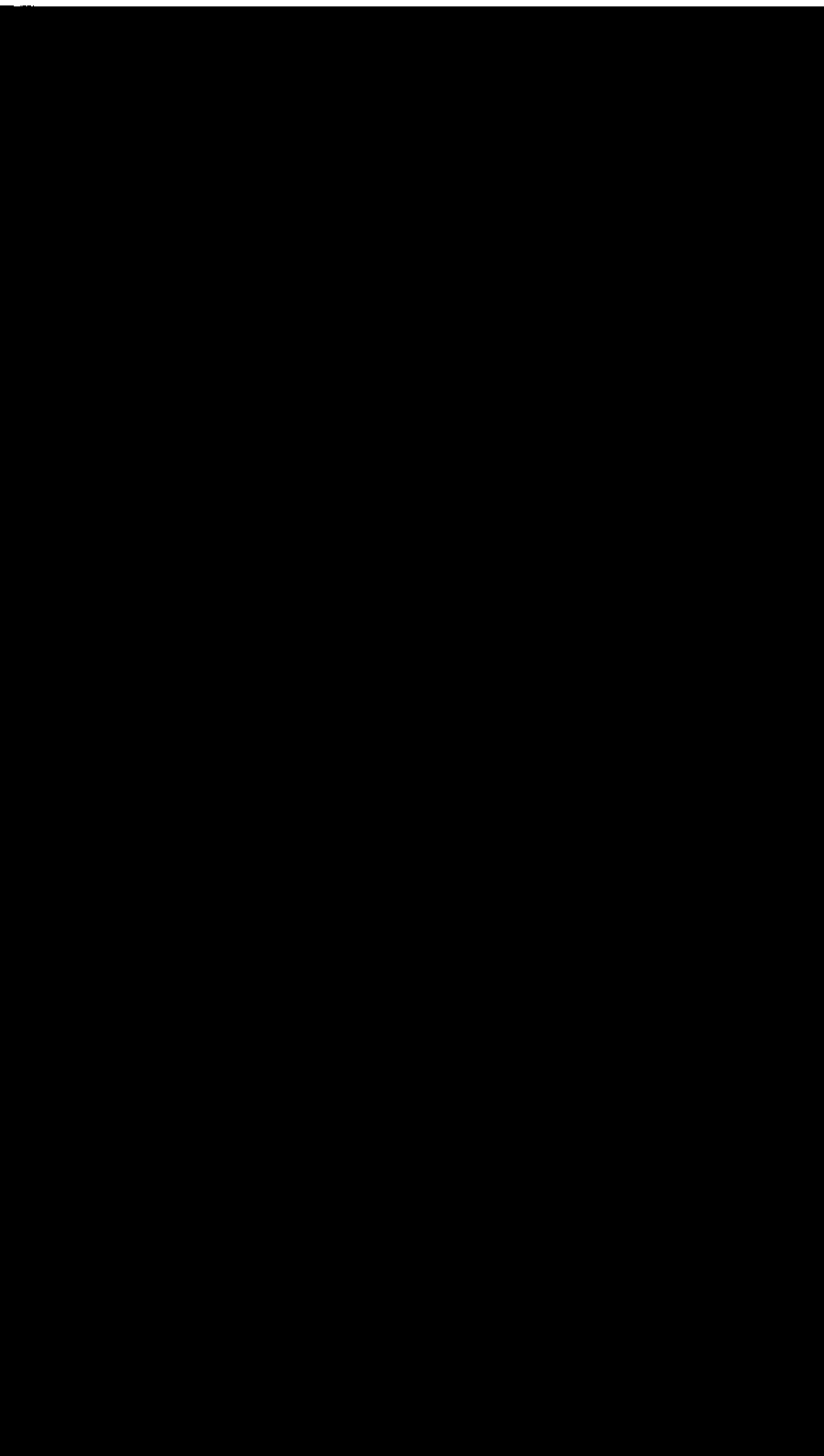
	役名 どちらかに○	(フリガナ)	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏名		
1	理事・監事	イトウ(イシカワ) エリ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		伊藤(石川) えり	2022年 6月 30日	年 月 日
2	理事・監事	ナカムラヨシユキ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		中村義幸	2022年 6月 30日	年 月 日
3	理事・監事	フジモトシアキ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		藤本俊明	2022年 6月 30日	年 月 日
4	理事・監事	イシイヒロアキ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		石井宏明	2022年 6月 30日	年 月 日
5	理事・監事	セキノウスケ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		関聡介	2022年 6月 30日	年 月 日
6	理事・監事	オオエナガコ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		大江修子	2022年 6月 30日	年 月 日
7	理事・監事	ヨシヤママサル	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		吉山昌	2022年 6月 30日	年 月 日
8	理事・監事	タキモトテツヤ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		滝本哲也	2022年 6月 30日	年 月 日
9	理事・監事	ニイジマアヤコ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		新島彩子	2022年 6月 30日	年 月 日
10	理事・監事	シバサキトシオ	2021年 7月 1日 ～	年 月 日 ～
		柴崎敏男	2022年 6月 30日	年 月 日

事業報告用

11	(理事・監事)	ハタケンタロウ		2021年 7月 1日	年 月 日
		島健太郎		~	~
12	(理事・監事)	イウチセツオ		2021年 7月 1日	年 月 日
		井内撰男		~	~
13	(理事・監事)	ノムラアキオ		2021年 7月 1日	年 月 日
		野村彰男		~	~
14	(理事・監事)	ワタナベサトシ		2021年 7月 1日	年 月 日
		渡邊賢		~	~
0	(理事・監事)			年 月 日	年 月 日
0	(理事・監事)			年 月 日	年 月 日

社員名簿 (社員のうち10人以上の者の名簿)

特定非営利活動法人難民支援協会

	氏名	
1	石川 えり	
2	藤本 俊明	
3	中村 義幸	
4	石井 宏明	
5	関 聡介	
6	滝本 哲也	
7	大江 修子	
8	畠 健太郎	
9	吉山 昌	
10	関 聡介	
11	新島 彩子	

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月31日

特定非営利活動法人 難民支援協会  
代表理事 石川 えり 殿

戎井公認会計士事務所  
東京都千代田区

公認会計士 戎井重樹

### 監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2021年7月1日から2022年6月30日までの2021年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。

私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上